

鹿児島県官民データ活用推進基本計画

令和2年3月

鹿児島県

目 次

1	目的	1
2	位置付け	1
3	I C Tの動向	2
	(1) インフラ整備とデジタル機器普及の状況	
	(2) デジタル技術の利活用状況	
	(3) サイバーセキュリティの現状	
4	基本的な方針及び取組	4
	(1) 手続における情報通信の技術の利用等（オンライン化の推進）	
	(2) 官民データの容易な利用（オープンデータの推進）	
	(3) 個人番号（マイナンバー）カードの普及及び活用	
	(4) 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイドへの対応等）	
	(5) 情報システムによる業務効率化（デジタル化，業務見直し等）	
5	セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	10
6	推進体制	10

1 目的

近年、スマートフォンやI o T^{*1}の普及により、様々なデータがビッグデータ^{*2}として蓄積されつつあり、その流通を促進し「データ」の積極活用を社会全体に拡げることで、地域課題の解決が図られる可能性が高まっています。

このような状況を踏まえ、平成28年12月に官民データ^{*3}活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」が公布・施行されました。官民データ活用推進基本法では、都道府県は、国が策定する官民データ活用推進基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データの活用推進に関する施策についての基本的な計画を策定することとしています。

本計画は、国の基本計画を基に、本県に蓄積されたデータ等の積極的な利用環境の整備等を図り、地域課題の解決や県民の利便性向上、業務の効率化をさらに進めるための基本的な方向性を示すことを目的とします。

2 位置付け

この計画は、官民データ活用推進基本法第9条第1項に規定する都道府県官民データ活用推進計画として位置付けます。

また、平成30年3月に策定された「かごしま未来創造ビジョン」と整合を図り、情報通信技術の活用等による利便性の高い社会の実現へ向けた取組を推進します。

*1 I o T：Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。

*2 ビッグデータ：ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。

*3 官民データ：電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるもの。（官民データ活用推進基本法第2条第1項）

3 ICT¹⁾の動向

(1) インフラ整備とデジタル機器普及の状況

平成の時代において、デジタル機器が広く社会全般に浸透し、インターネットへのアクセスが生活に欠かせないものとなりました。デジタル社会の基盤となる光ファイバやモバイルネットワークなどのインフラ整備が進み、固定系超高速ブロードバンド^{*2}利用可能世帯率は平成29年に99%を超えたほか、移動系超高速ブロードバンド利用可能人口率は、平成30年3月末に99.8%を超えています。

固定電話と携帯電話の契約数は平成12年に逆転し、昭和時代には無かったスマートフォンは、個人保有率が平成27年に5割を超え、平成29年には保有している世帯の割合が固定電話・パソコンを保有している世帯の割合を上回り、インターネットを利用するために最も使われている機器となりました。

さらに、インターネット技術や各種センサー・テクノロジーの進化等を背景に、従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場など、世界中の様々なモノがインターネットへつながるI o T時代が到来しています。今後は、コネクテッドカーの普及によりI o T化の進展が見込まれる「自動車・輸送機器」、デジタルヘルスケアの市場が拡大している「医療」、スマート工場やスマートシティが拡大する「産業用途（工場、インフラ、物流）」等の産業分野の高成長が予測されています。

また、無線通信技術の急速な進展とワイヤレスサービスに対する利用ニーズの高度化、多様化に伴い、携帯電話・スマートフォンについては、通信速度の高速化と情報量の大容量化が進んでおり、「超高速通信」、「多数接続通信」、「超低遅延通信」といった特徴を持つ第5世代移動通信システム（以下、「5G」という。）に、あらゆる「モノ」がインターネットにつながるI o T社会を実現する上で不可欠なインフラとして大きな期待が寄せられています。

(2) デジタル技術の利活用状況

通信利用動向調査における年齢階層別のインターネット利用状況をみると、13歳～59歳の年齢層では平成25年に既に90%を超えています。

また、平成30年におけるインターネットを利用している企業の割合は99.7%と、ほとんどの企業においてインターネットが活用されています。

このような中、地方公共団体においてもインターネットの活用の取組を進めており、地方公共団体が扱う行政手続のうち、「電子自治体オンライン利用促進指針」（平成18年7月28日総務省取りまとめ）において、オンライン利用促進対象手続に選定した手続のオンライン利用率はここ数年、上昇しています。

官民のサービスをデジタル化し、個人が安心してインターネットを利用するためには、当該個人が確実に本人であることを証明でき、サービス提供側がこれを確認できる「本人確認手段」が必須です。国は、高度な「本人確認手段」である公的個人認証（電子証明書）をマイナンバーカードに搭載させその普及を図っており、その利用範囲は、行政分野のほか、金融機関をはじめ住民に身近な民間サービスにまで拡大しています。

*1 ICT：情報通信技術のこと。情報通信分野の機械や装置に関する技術からそれらを活用する技術まで広い概念で使用。

*2 超高速ブロードバンド：FTTH（光ファイバ回線）、LTE（携帯電話通信規格のひとつ）及び下り伝送速度30Mbps以上のCATV（ケーブルテレビ）インターネット等。

(3) サイバーセキュリティの現状

社会・経済のあらゆる局面でICTが水や空気のように浸透していくにつれ、サイバーセキュリティリスクも必然的に増大しています。オンラインショッピングや行政サービスの利用などの一般利用者の日常から、BtoB^{*1}のサプライチェーン^{*2}などの企業活動に至るまで、今日の社会・経済は様々なサイバーセキュリティリスクにさらされています。

サイバーセキュリティリスクの大きさはインシデントの影響度の大きさと発生確率で表されますが、社会や経済のICTへの依存度が高まれば高まるほど、インシデントが起きた際の影響が大きく、また、インシデントが起きる可能性も高くなります。

こうした中、サイバーセキュリティ対策に対する社会的要請は非常に大きくなっており、重要な課題の一つとして位置付けられるべきものとなっています。

今後、実空間との一体化が進展するサイバー空間^{*3}において、官民のデータ利活用が更に進むと、IoT、サプライチェーン、オープンイノベーション^{*4}の脆弱な部分を狙う動きや意図しない動きが発生する懸念は高まり、深刻な影響が生ずる可能性が高まることが予想されています。

*1 BtoB：Business to Businessの略。企業間の商取引、あるいは、企業が企業向けに行う事業のこと。

*2 サプライチェーン：ある製品の原材料が生産されてから、最終消費者に届くまでのプロセス。

*3 サイバー空間：コンピュータ・ソフトウェアやコンピュータネットワークのように多数の人が利用できる仮想的なデータ空間。

*4 オープンイノベーション：組織内部のイノベーションを促進するために、意図的かつ積極的に内部と外部の技術やアイデアなどの資源の流入活用し、その結果組織内で創出したイノベーションを組織外に展開する市場機会を増やすこと。

4 基本的な方針及び取組

官民データ活用の推進に関する施策については、「手続における情報通信の技術の利用等」、「官民データの容易な利用」、「個人番号（マイナンバー）カードの普及及び活用」、「利用の機会等の格差の是正」及び「情報システムによる業務効率化」の5つを柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針及び取組は次のとおりとします。

(1) 手続における情報通信の技術の利用等(オンライン化の推進)

KPI ^{*1} : オンライン申請の実績がある市町村数
現 状 (平成30年度) : 25 市町村
目 標 (令和4年度) : 43 市町村

ア 国の取組, 目的等

官民データ活用推進基本法において、国は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続について、オンライン化を原則とするよう定められました。

また、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」（以下、「デジタル手続法」という。）において、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル化3原則（デジタルファースト^{*2}、ワンスオンリー^{*3}及びコネクテッド・ワンストップ^{*4}）が基本原則として明確化されました。

手続における情報通信技術等の利用等により、住民は各種手続のために行政の窓口へ出向く必要がなくなり、行政も業務負担が軽減されるなど、双方に利益となるサービスを実現することができます。

イ 本県の現状と課題

本県においては、平成16年度に「鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鹿児島県条例第45号）」を制定したほか、同年度に電子申請システムの運用を開始するなど、行政手続のオンライン化を推進してきました。

このシステムは、県及び県内の全市町村で利用できるようになっており、県では現在、「県職員採用試験受験申込」や「自動車税住所変更届出」などの申請や各種イベント等の参加申込などに活用しています。

利用対象手続については、県と市町村が共同で設置した「鹿児島県電子自治体運営委員会」における利活用の検討や、職員を対象とした操作研修会の開催等を通じて拡大を図ってきましたが、近年の利用対象手続数は微増に留まっています。

このため、令和元年度に、申請者がより簡単にスマートフォンでも申請でき、県や市町村職員がより簡単に手続を作成できるシステムを導入し、更なる利用機会の拡大に努めています。

今後も、県民の利便性向上に向けた取組を継続的に実施する必要がありますが、行政手続のオンライン化原則の実現に向けては、既存のサービスを維持しつつ、利用可能な手続やオンライン化阻害要因等の現状を把握し、対応していく必要があります。

ウ 取組の方向性

「すぐ使える」、「簡単」、「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、行政手続の原則オンライン化に向けた取組を推進するとともに、市町村における取組を促進することで、県民の利便性向上を図ります。

*1 KPI : Key Performance Indicatorsの略。目標の達成度を評価するための主要な評価指標。

*2 デジタルファースト : デジタル技術を徹底的に活用し、デジタル処理を前提としたサービス設計を行うこと。

*3 ワンスオンリー : 一度行政機関が提出を受けた情報は、原則再度の提出を求めない仕組みのこと。

*4 コネクテッド・ワンストップ : 民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも一か所で実現することを原則とする考え方のこと。

(2) 官民データの容易な利用（オープンデータの推進）

KPI：オープンデータを公開している市町村数
現 状（令和2年3月1日時点）： 11 市町村
目 標（令和4年3月末時点）： 43 市町村

ア 国の取組、目的等

「オープンデータ基本指針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）」（以下、「基本指針」という。）により、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での指針が示されました。

オープンデータとは、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データを営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールのもと、無償で提供したデータであり、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるようにすることで、官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化、透明性・信頼の向上に寄与することが期待されています。

イ 本県の現状と課題

本県においては、平成28年に県公式ホームページ上で「鹿児島県オープンデータサイト」を開設し、県が保有しているデータの掲載を開始しました。併せて、公開データのニーズ把握のため、同ホームページ上でのアンケート調査を実施しているほか、毎年度、共通フォーマットを用いた庁内データの公開について検討を行ってきました。これらの取組により、開設当初148件だった公開データ件数は、年々増加してきているものの、現在は、既存データの更新が多く、新たなデータの公開は進んでいません。国から地方公共団体が公開することが望ましいとして示されている「推奨データセット^{*1}」についても、一部のデータの公開に留まっており、掲載情報の充実を図る必要があります。

また、市町村が保有するデータについても、オープンデータ化が十分になされていない状況であり、データ利活用の必要性を踏まえた更なる促進が必要です。

データの利活用について、国においては根拠に基づく政策立案（EBPM^{*2}）等に役立てるための取組が推進されており、本県では、データを有効に活用できる人材を育成するため、滋賀大学大学院データサイエンス研究科や総務省統計研究研修所への職員派遣を実施しています。

さらに、県・市町村職員や県内関係団体職員にその重要性等に対する意識向上、基礎的な知識の習得等を図り、様々な分野での政策立案等におけるデータ利活用を促進するため、毎年度、データサイエンス能力向上のためのセミナーを開催しているところです。

ウ 取組の方向性

基本指針や推奨データセットの内容を踏まえ、県や県内市町村が保有する行政情報の可能な限りのオープンデータ化について、更なる推進を図ります。

また、各種データを正確に把握・分析して課題を解決する「データサイエンス力」を持つ人材の育成を図ります。

*1 推奨データセット：内閣官房IT総合戦略室において、地方公共団体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう公開することが推奨されるデータセット及びフォーマット標準例をとりまとめたもの。

*2 EBPM：Evidence Based Policy Makingの略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。

(3) 個人番号(マイナンバー)カードの普及及び活用

KPI：県の人口に対するマイナンバーカード交付枚数率	
現 状 (令和2年3月1日時点)	： 14.0%
目 標 (令和5年3月末時点)	： 92.1%
(市町村が策定するマイナンバーカード交付円滑化計画 ^{*1} に基づく県全体の想定公布枚数率)	

ア 国の取組, 目的等

国は、平成29年に「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ（平成29年6月9日閣議決定、未来投資戦略2017（同）」を示し、マイナンバーカード（以下、「カード」という。）の普及に向けて、「持ちたい」と思えるカードにするための利活用推進など、利便性向上に取り組んでいます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の施行に伴い、平成27年度に住民票を有する全ての住民にマイナンバーが付番され、その番号が記載されたカードは、券面及び電子証明による本人確認、番号確認が一枚でできる唯一の手段であり、また、あらゆる行政手続の電子化に寄与することが期待されています。

今後、健康保険証としての利用等が予定されており、国は令和4年度までにほとんどの住民がカードを保有することを想定しています。

イ 本県の現状と課題

本県においては、県民の利便性向上のため、カードを県立図書館、県立奄美図書館の図書貸出しの際に使用できるよう環境を整備したほか、カード取得促進に関する広報・周知を図ってきました。

県内市町村においても、カードを活用した住民票の写し等のコンビニ交付サービスの提供市町村が増えつつあるほか、子育てに関する各種申請をインターネット上で行える子育てワンストップサービスを実施するなど、県民の利便性向上に向けて取り組んでいます。

一方で、本県の令和2年3月1日時点での人口に対するカード交付枚数率は14.0%と全国値の15.5%を下回っており更なる取得促進が必要です。

カードの電子証明書を搭載したICチップ部分については、オンラインでの住宅ローン申込みなど、民間事業者も利用することが可能ですが、県民が活用できるサービスは少なく、普及率の増加による需要の創出が求められます。

ウ 取組の方向性

引き続き、カードの利便性、安全性について県民の理解を深めるため、関係機関と連携して、継続的な広報活動を行うとともに、市町村に対し利活用促進の働きかけを実施するなど、カードの普及・利活用に向けた取組を推進します。

^{*1} マイナンバーカード交付円滑化計画：デジタル・ガバメント閣僚会議（令和元年9月3日）において決定された「マイナンバーカード交付枚数（想定）・マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備に係る全体スケジュール」におけるカードの交付枚数に沿って、市町村が策定する計画。令和4年度までのカード交付枚数の想定や交付体制の整備等について記載。

(4) 利用の機会等の格差の是正(デジタルデバインド¹への対応等)

KPI：全ての中継拠点 ² （住民要望がない箇所を除く。）で光ファイバを整備済の市町村数	
現 状（令和2年3月1日時点）	： 21 市町村
目 標（令和7年3月末時点）	： 43 市町村

ア 国の取組、目的等

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定）」において、国は、電波利用ニーズの拡大への対応として5Gのサービスを支える基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの整備を進めるとともに、5Gによる地域課題解決に向けた開発実証を推進していくこととしています。

一方で、ネットへのアクセス確保という側面ではデジタルデバインドの解消は進んだとの見解が示されており、これからのデジタル弱者対策は、単にネット環境を整備することに留まらず、ネット利用によっていかに生活が便利になり豊かになるかということを実感できるものへと深化させていかななくてはならないとしています。

イ 本県の現状と課題

条件不利地域等においては、情報通信基盤の整備が進みにくく、本県においては、光ファイバや携帯電話基地局など未整備の地域が依然として残っており、地域間での情報格差が生じているため、その解消を図っていく必要があります。

地域課題の解決や地方創生への活用が期待されている5Gについて、国は地域ブロック別の5G基盤展開率が50%以上になるよう周波数の割当について絶対審査基準を設けましたが、残りの50%の地域の整備や5G高度基地局以外の基地局の整備の展開方針は示していません。事業者自らが地方の隅々まで整備を進めるためには、インフラシェアリングの積極的な活用等による各事業者の負担低減などが求められます。

また、公衆無線LAN（無料Wi-Fi）³など、外国人観光客を含む誰もが無料でインターネットを利用できる環境を観光施設・小売施設、交通拠点などに広げていく必要があります。

さらに、高齢者や障害者の方も含めた誰もが本県のさまざまな情報を支障なく利用できるよう、平成29年1月に県公式ホームページをWebアクセシビリティ⁴の日本工業規格（現：日本産業規格）（JIS X 8341-3:2016）の適合レベルAAに準拠させており、今後も、誰からも見やすく・情報を探しやすいサイトを不断に追求していく必要があります。

ウ 取組の方向性

光ファイバや5G、公衆無線LAN（無料Wi-Fi）などの情報通信基盤について、国、市町村及び事業者と連携しながら整備を促進します。

また、県公式ホームページにおけるWebアクセシビリティ確保のための環境整備を推進します。

*1 デジタルデバインド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

*2 中継拠点：通信事業者の交換局など、光ファイバ通信の基点及び拠点となる施設。

*3 公衆無線LAN（無料Wi-Fi）：無線LANを利用したインターネットへの接続を無料で提供するサービス。

*4 アクセシビリティ：情報通信分野においては、高齢者や障害者等、ハンディを持つ人にとって、情報やウェブサービス、ソフトウェア等が円滑に利用できることを意味する。

(5) 情報システムによる業務効率化(デジタル化、業務見直し等)

K P I : 県行政手続の棚卸しを実施した所属数	
現 状 (令和2年3月1日時点) :	一 件
目 標 (令和4年3月末時点) :	全ての所属 (本庁)

ア 国の取組、目的等

国は、デジタル技術の徹底活用と、国と地方、官と民の枠を超えた行政サービスの見直しにより、デジタル社会に対応したデジタル・ガバメント^{*1}を実現し、社会課題の解決、経済成長の実現を目指しています。

このような中、国は地方公共団体のデジタル化について、住民サービスのフロント部分に加え、バックオフィスも含めエンドツーエンドでIT化、業務見直し(BPR^{*2})を徹底し、住民の利便性向上、行政の効率化、地域の諸課題の解決を実施していくことを求めています。

また、デジタル・ガバメントの実現を支える環境整備のため、政府情報システムは、内閣官房IT総合戦略室の下、予算要求前から執行の段階までの年間を通じたプロジェクト管理を令和元年度から、デジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求・一括計上を令和2年度から順次開始することとしています。

イ 本県の現状と課題

本県の情報システムについては、大型汎用機で稼働していた基幹業務システムを平成28年度からサーバー環境へ順次移行させ、経費の削減に取り組んできました。併せて、庁内各課で個別に運用していた各情報システムについても、サーバーを統合することによってコスト削減等を行い、最適化を図ってきました。庁内で新たなシステムを導入する際は、専門的かつ広域な知識が求められることからIT技術者による技術的なアドバイスなども実施しています。

また、職員の事務作業軽減による業務効率化の観点から、電子メールの閲覧や電子データの共有のためのシステム等を運用しているほか、令和元年度からはAI^{*3}を活用した会議録作成支援のためのシステムを導入しています。

更なる業務のデジタル化を進めるためには、行政手続の棚卸しを行い、電子申請システムの更なる利用拡大など、行政手続の原則オンライン化に向けた取組を推進する必要があります。また、バックオフィスを含めた業務効率化を図るため、業務見直し(BPR)を実施し、RPA^{*4}などICTの活用を検討していく必要があります。

ウ 取組の方向性

総合的なデジタル化、業務の見直し(BPR)、情報システムの改革を推進することで、行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図ります。

*1 デジタル・ガバメント：サービス、プラットフォーム、ガバナンスといった電子行政に関する全てのレイヤーがデジタル社会に対応した形に変革された状態を指す。

*2 BPR：Business Process Re-engineeringの略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。

*3 AI：Artificial Intelligenceの略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。(官民データ活用推進基本法第2条第2項)

*4 RPA：Robotic Process Automationの略。パソコンのマウスやキーボードの操作のソフトウェアによる自動化。

5 セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

本計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成13年3月30日総務省策定）」、「鹿児島県情報セキュリティポリシー（平成14年4月1日施行）」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係るセキュリティ及び個人情報の適正な取扱いを確保していきます。

6 推進体制

近年、ICTの技術革新のスピードは著しく、その利活用やサービスの提供等においても、多種多様な分野に及んでいます。

本計画の推進にあたっては、全庁的な取組が必要であることから、本県の高度情報化社会の進展に適切に対応し、情報化を着実に推進するために庁内の各部局で構成し設置された「鹿児島県高度情報化推進本部」を活用することとします。

また、同本部においては、担当部署から関連施策の報告を受け進捗を管理するとともに、結果を本県の行政運営に反映し、必要に応じて県下市町村等とも連携、協力を図り、本計画を推進していきます。

なお、国の基本計画との整合性の確保と環境の変化に即した計画の推進を図るため、毎年度、施策等の見直しを実施していくこととします。